



46-12

在日韓人の国籍及び処遇等に関する日韓取極要綱 (昭和二十七、二、六)

が、平和条約の発効に日本は朝鮮の独立を承認することとなるが、これに連日日本に在留する韓人の国籍及び処遇等については、国際法の原則及び国際慣例等に基づき、左記要綱によることとする。

記

- 一、国籍については、平和条約の発効とともに日本国籍を離脱せしむるものとする。この場合、国籍選択権は認めない。
- 二、日本国籍離脱後の法的地位は、すべての特権措置を講ずるものとする。同一とする。但し、終戦前から引き続き本邦に在留する韓人に対しては、次の如き国籍切替の際の特別措置を講ずるものとする。
- 1、居住については、出入国管轄令(昭和二十六年政令第三百十九号)に規定する退去強制事由に該当する者を除き、原則として引続きこれを認めると。
- 2、処遇については、参政権、公務員たる資格、日本船舶の所有者たる資格等の如き一般国際慣例上国民固有の権利又は国家に重大なる利益を害し、日本国法令により一般外国人に禁止されて

いる権利又は職業については原則として引続きこれを認めること。
3、日本国籍喪失のため本国に引揚げる韓人の携帯荷物及び送金
については、一定期間を限り特別の取扱を認めること。

引続き
弁護士

引続き
引続き
引続き